

屋外広告物の設置は許可が必要です！

身の回りにある看板などの屋外広告物でルールを守らない広告物は、町並みや自然の美しさを損ねる大きな要因となるだけでなく、思わぬ事故を招き人々に危害を及ぼす恐れもあります。

「千葉県屋外広告物条例」に基づき、広告板などを表示する場合は、町に申請していただき、審査と許可を受ける必要があります。

※審査には、手数料がかかります。

※許可には有効期限があります。期間を経過し、引き続き広告板などを表示する場合は、**有効期間終了の2週間前までに更新の申請**が必要です。



●屋外広告物とは

看板(壁面看板、屋上看板、立看板)、はり紙、はり札、ポスター、のぼり旗、電柱、自動車(バスなど)を利用する広告物など

お問合せ●空港まちづくり課都市計画係 ☎76-5408

お知らせ

お知らせ

儲け話にご注意！

年齢を問わず、副業や投資といった儲け話をきっかけとした消費者トラブルが相次いでいます。

●うまい話はありません！

「簡単に稼げる」「儲かる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。

●借金をしてまで契約しない

「お金がない」と言って断ると、クレジットカードでの高額決済や借金を勧められる場合があります。断る際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

投資や儲け話、副業、稼ぎ話を聞いたら、まずは疑いましょう。

不安に思ったとき、トラブルに遭ったときは「消費者ホットライン☎188」にお電話ください。



お知らせ

お知らせ

返しきれない借金で悩んでいませんか

千葉財務事務所では多重債務者相談窓口を開設しています。

解決のための助言を行い、必要に応じ法律専門家を紹介します。

相談は無料、秘密は厳守します。

受付時間●月～金曜日(祝日を除く)午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

お問合せ●財務省 千葉財務事務所 多重債務者相談窓口(千葉市中央区椿森5-6-1) ☎043-251-7830(直通)



お知らせ

お知らせ

令和6年度 小学校へ入学する皆さんへ

来年度、多古町の小学校に入学予定のお子さんを対象に、法律に基づき就学時健康診断を行います。

当日は、保護者または代理の方が必ず付き添いの上、受診をお願いします。

通知文・問診票は、**10月上旬に郵送予定**です。

対象●平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの方

日時●10月20日(金)午後1時～1時45分まで受付

会場●町民体育館

検査内容●内科・歯科・眼科・耳鼻科など

持ち物●母子手帳、問診票

申込・お問合せ●学校教育課学校教育係(コミュニティプラザ内) ☎76-5411



お知らせ

お知らせ

交通災害共済に加入しましょう

交通事故に遭った場合、最高150万円の見舞金が出払われます。

年会費●700円

共済期間●9月1日から翌年の8月31日までの1年間

対象事故●自動車やオートバイ、自転車などの車両による事故で、原則として交通事故証明書が発行される事故

見舞金●①死亡見舞金150万円

②傷害見舞金2万円～50万円

③身障見舞金(傷害見舞金のほかに)50万円

④交通遺児見舞金(1人につき)10万円

申込●各地区取りまとめによる申し込みは8月18日(金)までに、個人での申し込みは8月31日(木)までに総務課交通防災係へ

お問合せ●総務課交通防災係 ☎76-2611



お知らせ

お知らせ

結婚50周年 記念品の贈呈

「敬老の日・老人福祉週間」行事の一環として、結婚50周年を迎えられるご夫婦に記念品を贈呈します。

対象●昭和48年9月1日～昭和49年8月31日までの間に結婚し、令和5年8月1日現在、夫婦健在で、多古町に住所を有し、居住している方

申込●8月1日(火)～18日(金)までに保健福祉センター窓口へ申請

お問合せ●保健福祉課福祉係 ☎76-3185



お知らせ

お知らせ

個人事業税の納期

個人事業税第1期分の納期限は8月31日(木)です。

納税通知書は8月上旬に送付しますので、納期限までに最寄りの金融機関などで納付してください。

スマートフォン決済アプリによる納付も可能です。(領収証書は発行されません)

なお、個人事業税の納付は、口座振替制度を利用されると便利です。

詳しくはお問い合わせください。

お問合せ●香取県税事務所 ☎0478-54-1314

お知らせ

お知らせ

食中毒を予防しましょう

高温多湿となる夏場は食中毒が最も発生しやすい時期です。

食中毒予防の3原則は、食中毒菌を『付けない・増やさない・やっつける』です。

食中毒は飲食店だけでなく、家庭でも発生していますので、食品の取り扱いに注意して予防をしましょう。



お知らせ

お知らせ

無料相談いろいろ

●消費者相談

(月～金曜日) 午前8時30分～午後5時15分
内容 消費生活や多重債務、個人情報の保護など
国産業経済課経済振興係 ☎76-5404

●若者の就労相談

8月15日(火) 午前10時～午後5時
役場1階 第2会議室
内容 15歳以上50歳未満の自立(就労)に悩みを抱えている若者またはその保護者
圏ちば北総地域若者サポートステーション ☎0476-24-7880 ※要予約

●住民相談

8月22日(火) 午前9時30分～午後3時
役場1階 第2会議室
圏住民課住民係 ☎76-5401

●家庭教育相談

(火・水・木曜日) 午後1時30分～3時30分
コミュニティプラザ2階 相談室
圏生涯学習課社会教育係 ☎76-7811

●心配ごと相談

(毎週水曜日) 午後1時30分～3時30分
社会福祉協議会
圏社会福祉協議会 ☎76-5940

●健康相談

(月～金曜日) 午前9時30分～11時
保健福祉センター内 健康相談室
圏保健福祉課健康づくり係 ☎76-3185 ※要予約

●障害のある方の就労相談

8月17日(木) 午後1時～4時
保健福祉センター内 健康相談室
圏保健福祉課福祉係 ☎76-3185 ※要予約

●司法書士相談

8月12日(土) 午後1時～5時
旭市海上公民会館(旭市高生1)
内容 相続・登記・法律の相談
予約 8月9日(水)まで
圏司法書士加瀬事務所 ☎73-2654

●行政書士相談

8月20日(日) 午後1時30分～4時
八日市場公民館(匝瑳市八日市場イ2402)
内容 相続・遺言・協議書など
圏あらい行政書士事務所 ☎74-8518 ※要予約

相談日が祝日の場合はお問い合わせください。